

令和5年度 自立支援機器イノベーション人材育成事業 公募要項
(実施団体の公募)

本事業では、障害者自立支援機器（以下「支援機器」という。）の研究開発人材等が、障害者等の多岐にわたるニーズを的確に捉え、事業化の視点を踏まえた開発手法を会得することを目的としたデザインアプローチを用いたワークショップ等を企画・開催し、障害者に適正な価格で速やかに支援機器を普及し、進歩する技術の恩恵を遅滞なく受けられるような支援機器の開発を促進すること等を目的とするものである。

本事業の応募及び実施にあたり必要な事項を「自立支援機器イノベーション人材育成事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、以下のとおり定める。

なお、今回の募集による実施団体の決定は、国会における令和5年度予算の成立が前提となるので、今後、事業内容や実施時期等に変更があり得ることにご留意いただきたい。

1 応募の要件

デザインアプローチに精通した人材及びワークショップの企画・開催等の知見を有している法人格を有する団体（国及び地方公共団体を除く。）であって、事業を行う能力及び体制を有し、その経理が明確かつ経営の安定性が確保されている団体。

2 事業の実施期間

令和5年4月3日～令和6年3月31日とする。

3 事業内容

実施要綱の3に掲げる次の事業を行う。

- (1) デザインアプローチを用いたワークショップ等の開催
- (2) ワorkshop開催後のフォローアップ
- (3) ニーズとシーズの情報収集・発信

4 報告

- (1) 本事業の実施にあたって、実施団体（本事業において公募により採択された団体をいう。以下同じ。）は厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室（以下「自立支援振興室」という。）に対し、適宜、進捗状況を報告すること。

- (2) 実施団体は事業終了後1ヶ月以内又は翌年度の4月20日のいずれか早い日までに事業報告書を作成し、自立支援振興室へ提出すること。当該報告書は国立国会図書館に納本するほか、厚生労働省のホームページへ掲載するため、自立支援振興室が別途指示する方法により提出するものとする。

5 補助基準額及び対象経費

(1) 補助基準額

15,000千円以内とする。

(2) 補助率

補助基準額の10/10とする。

(3) 補助対象経費

事業の実施に必要な、賃金、謝金、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費、光熱水費）、通信運搬費、雑役務費、委託費、借料及び損料、備品購入費。

なお、機械器具等の物品の購入費用は、原則として、リースが困難な事情又はリースでは著しく不経済となる事情を有する機器に限るものとする。また、パソコン等の汎用性の高い機器の購入費用については、原則、対象外とする。

6 提出書類

(1) 自立支援機器イノベーション人材育成事業の実施に係る次の書類

- ① 令和5年度自立支援機器イノベーション人材育成事業への応募について（別紙1）
- ② 事業計画書（別紙2）
- ③ 事業の実施体制（別紙3）
- ④ 所要額内訳書（別紙4）
- ⑤ 人件費、報償費及び旅費の支給基準（法人の内規）（様式なし）

※ 経費の内訳の積算根拠についても必ず併せて提出すること。

(2) 法人の概要、活動状況に係る次の書類

- ① 定款又は寄附行為（様式なし）
 - ② 役員名簿（別紙5）
 - ③ 法人の概況書（別紙6）
 - ④ 理事会等で承認を得た直近の事業実績報告書
- ※ 冊子による提出は不可。（分量が多い場合は、法人の事業実績等を記した主要部分の抜粋のみで可）

(3) 法人の経理状況に係る次の書類

- ① 理事会等で承認を得た直近の収入支出予算書抄本（様式なし）
- ② 理事会等で承認を得た直近の財務諸表（貸借対照表、収支計算書、財産目録）、監事等による監査結果報告書（写）（様式なし）

7 提出期限

厚生労働省が別に定める日とする。

※ 原則は郵送によること。なお、やむを得ず持参する場合は、持参する前日までに、下記「電子媒体送付先アドレス」宛に氏名、所属組織名、電話番号を入力したメールを必ず送付すること。

※ 提出期限を超過して届いた応募書類については受け付けないので、提出期限を厳守すること。また、提出した書類は返却しないものとする。

8 提出方法

(1) 提出書類の送付先は、次のとおりとする。

<提出書類の送付先>

郵便番号 100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課自立支援振興室障害者支援機器係宛

※ 封筒表面に、赤字で「令和5年度自立支援機器イノベーション人材育成事業
応募書類在中」と記載のこと。

(2) 提出書類については、書類の郵送等と併せて、必ず電子媒体（ファイル名を「令和5年度応募書類（団体名）（書類名）」とすること）を下記アドレス宛に送付すること。なお、送付するメールの表題に「(団体名) 自立支援機器イノベーション人材育成事業応募について」と入れること。

また、積算根拠の資料についても、応募書類と併せてメールでも送付すること。

なお、郵送書類もしくは当該メールのいずれかが提出期限までに届いていない場合には、応募を受け付けないので、留意すること。

<電子媒体送付先アドレス>

syogaikiki@mhlw.go.jp

9 採択方法

実施団体については、自立支援機器イノベーション人材育成事業評価委員会における審査を踏まえて、厚生労働省が決定する。

10 その他

その他関連事項については、別途定める実施要綱や交付要綱によるものとする。

11 本事業に係る照会先

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室障害者支援機器係
電話：03-5253-1111（内線 3088、3071）